

平成 2 7 年 第 2 回 臨時 会

浦 臼 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 5 月 7 日 開 会

平成 2 7 年 5 月 7 日 閉 会

浦 臼 町 議 会

浦臼町議会第2回臨時会

平成27年5月7日（木曜日）

○議事日程

- 1 仮議席の指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 選挙第 1号 議長選挙
- 4 会期の決定
- 5 選挙第 2号 副議長選挙
- 6 議席の指定
- 7 常任委員の選任（※議長の委員辞任）
- 8 議会運営委員の選任
- 9 選挙第 3号 空知中部広域連合議会議員の選挙
- 10 選挙第 4号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
- 11 選挙第 5号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙
- 12 選挙第 6号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙
- 13 選挙第 7号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙
- 14 選挙第 8号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙
- 15 選挙第 9号 西空知広域水道企業団議会議員の選挙
- 16 選挙第10号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙
- 17 推薦第 1号 浦臼町農業委員会委員の推薦について
- 18 発議第 2号 特別委員会の設置について
- 19 同意第 1号 監査委員の選任の同意を求めることについて
（議会選出）
- 20 同意第 2号 監査委員の選任の同意を求めることについて
（識見）
- 21 承認第 1号 専決処分した事件の承認について〔平成26年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）〕
- 22 承認第 2号 専決処分した事件の承認について〔平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）〕
- 23 承認第 3号 専決処分した事件の承認について〔平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）〕
- 24 承認第 4号 専決処分した事件の承認について〔平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）〕
- 25 承認第 5号 専決処分した事件の承認について〔平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）〕
- 26 承認第 6号 専決処分した事件の承認について〔浦臼町税条例の一部を改正する条例〕

27 発議第 3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

○出席議員（9名）

| | | | | | | | | | |
|----|----|----|----|---|-----|----|----|----|---|
| 議長 | 9番 | 阿部 | 敏也 | 君 | 副議長 | 8番 | 小松 | 正年 | 君 |
| | 1番 | 野崎 | 敬恭 | 君 | | 2番 | 中川 | 清美 | 君 |
| | 3番 | 柴田 | 典男 | 君 | | 4番 | 東藤 | 晃義 | 君 |
| | 5番 | 折坂 | 美鈴 | 君 | | 6番 | 静川 | 広巳 | 君 |
| | 7番 | 牧島 | 良和 | 君 | | | | | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

| | | | |
|----------------|-----|-----|---|
| 町長 | 斉藤 | 純雄 | 君 |
| 副町長 | 川畑 | 智昭 | 君 |
| 教育長 | 浅岡 | 哲男 | 君 |
| 総務課長 | 河本 | 浩昭 | 君 |
| 総務課主幹 | 石原 | 正伸 | 君 |
| くらし応援課長 | 加賀谷 | 隆彦 | 君 |
| くらし応援課主幹 | 中田 | 帯刀 | 君 |
| 長寿福祉課長 | 大平 | 雅仁 | 君 |
| 長寿福祉課主幹 | 杉山 | 優子 | 君 |
| 長寿福祉課主幹 | 齊藤 | 淑恵 | 君 |
| 産業建設課長 | 大平 | 英祐 | 君 |
| 産業建設課主幹 | 横井 | 正樹 | 君 |
| 産業建設課長 技術 | 馬狩 | 範一 | 君 |
| 出納室主幹 | 武田 | 郁子 | 君 |
| 教育委員会 事務局次長 | 竹内 | 富美代 | 君 |
| 教育委員会 事務局主幹 | 上嶋 | 俊文 | 君 |
| 農業委員会 事務局次長 | 宮本 | 英史 | 君 |
| 教育委員会 委員長 | 今田 | 厚子 | 君 |
| 代表監査委員 | 星 | 和行 | 君 |

○出席事務局職員

局 長 遠 山 敏 温 君
書 記 西 川 茉 里 君

○議会事務局長（遠山敏温君）

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ここで、年長の牧島議員をご紹介します。

（牧島議員、議長席に着席）

○臨時議長

ただいま紹介されました牧島良和です。

地方自治法第107条の規定によって、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いをいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長

ただいまから、平成27年第2回浦臼町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長

日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において、中川清美議員、小松正年議員を指名いたします。

◎日程第3 選挙第1号

○臨時議長

日程第3、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○臨時議長

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定によって、立会人に中川清美議員、柴田典男議員並びに東藤晃義議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○臨時議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

○臨時議長

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○臨時議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中川清美議員、柴田典男議員、東藤晃義議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票9票、無効投票0。

有効投票のうち、阿部敏也議員8票、牧島良和議員1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、阿部敏也議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○臨時議長

ただいま議長に当選された阿部敏也議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

議長に当選されました阿部敏也議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○議長

議長就任にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいまの議長選挙におきまして、議長という大任を前期に続き就任することとなりました。ただいま投票いただきました各議員には、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

浦臼は、小さな町であります。今、地方は少子高齢化、そして人口減少という状況にあり、ますますその状態が加速しつつあります。

さきの斉藤町長のお話にもありましたとおり、国は今、全国津々浦々の基礎自治体すべてを、今までどおり機能させるための財政的力がないというふうに明言をしております。

そこで地方創生ということで、地方みずからが地方自治を継続するために知恵を出しなさいということで、先ほど町長が言われましたように、地方それぞれの町の将来に向けての戦略計画を出せという状況になっております。

それはある意味、増田レポートにもありますように、選択と集中という言葉であります。これはとりようによっては、いろいろな解釈の仕方があるように思いますけれども、やはり地方は、行政、議会、そして町民の理解のもとに、いかに浦臼、2,100人にも満たない町が、この状態の中で基礎自治体として生き残っていくのか、これはその町の行政力、議会力、そして町民の意識にかかっていると思っております。それが今期の4年間の中で、大きく展望が開かれるのか、あるいはまた大きな波に飲み込まれていくのか、それを選択する4年間になるのかなというふうにも思っております。

私はその中での議会の果たすべき役割は、非常に重いと思っております。議会が町民に期待をされ、信頼を受け、浦臼の町のために議会活動は取り組んでいかなければなりません。その大きな役割の一つに、議長という議会運営があります。議会運営については、前期も各議員にお世話になりながら、4年間何とか務めさせていただきましたけれども、今期におきましても、各議員のご理解とご協力をいただきながら、4年間務めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

一言、就任のごあいさつといたします。よろしくをお願いをいたします。

○臨時議長

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

阿部議長、議長席にお着き願います。

◎日程第4 会期の決定

○議 長

日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

◎日程第5 選挙第2号

○議 長

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員数は9人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定によって、立会人に中川議員、柴田議員並びに東藤議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議 長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議 長

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(事務局長点呼、投票)

○議 長

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

中川議員、柴田議員、東藤議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、これは先ほどの出席議員数に符号しております。

そのうち有効投票9票、無効投票0票。

有効投票のうち、小松正年議員7票、静川広巳議員1票、白票が1票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、小松正年議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議 長

ただいま副議長に当選されました小松正年議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました小松正年議員から発言を求められておりますので、これを許します。

○副 議 長

ただいまの選挙におきまして、副議長に推挙いただきました。身に余る光栄であり、感謝いたすとともに、職責の重さを痛感し身の引き締まる思いであります。私は浅学非才ではありますが、職責を全うできるよう誠心誠意努めさせていただきたいと思っております。

また議長の補佐役として、また円滑な議会運営と町民に開かれた議会を目指し、議会改革に取り組んでいきたいと思っております。

議員各位のご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます、就任のごあいさつとかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎日程第6 議席の指定

○議 長

日程第6、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

氏名と議席番号を局長に朗読させます。

○議会事務局長（遠山敏温君）

1番、野崎敬恭議員、2番、中川清美議員、3番、柴田典男議員、4番、東藤晃義議員、5番、折坂美鈴議員、6番、静川広巳議員、7番、牧島良和

議員、8番、小松正年議員、9番、阿部敏也議員。

○議長

ただいま朗読したとおり、議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席にお着き願います。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

○議長

会議を再開します。

◎日程第7 常任委員の選任

○議長

日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、総務常任委員に野崎敬恭議員、小松正年議員、柴田典男議員、折坂美鈴議員、農林建設常任委員に中川清美議員、東藤晃義議員、阿部敏也議員、静川広巳議員、牧島良和議員、以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり常任委員に選任することに決定をしました。

ただいま、私、阿部敏也が農林建設常任委員に選任をされましたが、議長はその職務上、どの委員会にも出席する権限、また可否同数の際における裁決権等、議長固有の権限を有しているところから、農林建設常任委員を辞退したいと思います。

(議長退場)

○副議長

議長の常任委員辞任についてを議題とします。

ただいま農林建設常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞退したい旨の申し出があります。議長はその職務上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、一個の委員会に委員として所属することは適当ではないし、また行政実例でも、議長については辞任を認めているところでもありますので、農林建設常任委員を辞任したいとするものです。

辞任について、許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の農林建設常任委員の辞任については、許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時34分

(議長入場)

○議長

会議を再開いたします。

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に各常任委員会では委員会を開催し、常任委員長及び副委員長の互選を行ってください。

念のため申し上げます。

委員長互選のための委員会は、年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

○議長

会議を再開します。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告します。

総務常任委員会委員長に柴田典男議員、副委員長に小松正年議員、農林建設常任委員会委員長に中川清美議員、副委員長に東藤晃義議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第8 議会運営委員の選任

○議長

日程第8、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、中川清美議員、柴田典男議員、折坂美鈴議員、牧島良和議員、以上のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、議会運営委員に選任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩をします。

休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

念のため申し上げます。

委員長の互選のための委員会は、年長委員が委員長の職務を行います。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○議長

会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告をします。

議会運営委員会委員長に牧島良和議員、副委員長に柴田典男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで暫時休憩とし、会議の再開を11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第9 選挙第3号

○議長

日程第9、選挙第3号 空知中部広域連合議会議員選挙を行います。

念のため申し上げます。

空知中部広域連合議会議員は、連合規約によって、連合を組織する各市町の議会議員のうち、議会で選挙された者2名と定められております。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成したいと思います。

○議 長

ただいま小松議員から、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、空知中部広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をしました。

空知中部広域連合議会議員に、小松正年議員、阿部敏也議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年議員、阿部敏也議員を、空知中部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年議員、阿部敏也議員が、空知中部広域連合議会議員に当選されました。

空知中部広域連合議会議員に当選されました小松正年議員、阿部敏也議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第10 選挙第4号

○議 長

日程第10、選挙第4号 中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行います。

念のため申し上げます。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員は、連合規約によって、連合を組織する各市町の議会議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められております。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をいたします。

○議長

ただいま小松議員から、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の選挙の方法は、指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に、阿部敏也議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました阿部敏也議員を、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました阿部敏也議員が、中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選をされました。

中・北空知廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました阿部敏也議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第 1 1 選挙第 5 号

○議 長

日程第 1 1、選挙第 5 号 中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

中空知広域市町村圏組合議会議員は、組合同規約によって、組合を組織する各市町の議会の議長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者 1 名と決められております。

8 番、小松議員。

○ 8 番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

2 番、中川議員。

○ 2 番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をいたします。

○議 長

ただいま、小松議員から、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がおりますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、中空知広域市町村圏組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に、小松正年議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました小松正年議員を、中空知広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました小松正年議員が、中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

中空知広域市町村圏組合議会議員に当選されました小松正年議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知します。

◎日程第12 選挙第6号

○議 長

日程第12、選挙第6号 砂川地区広域消防組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

砂川地区広域消防組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められています。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をいたします。

○議 長

ただいま小松議員から、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

砂川地区広域消防組合議会議員に、静川広巳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました静川広巳議員を、砂川地区広域消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました静川広巳議員が、砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました。

砂川地区広域消防組合議会議員に当選されました静川広巳議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第13 選挙第7号

○議 長

日程第13、選挙第7号 砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

砂川地区保健衛生組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選出された者1名と定められています。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をいたします。

○議 長

ただいま小松議員から、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、砂川地区保健衛生組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることとの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

砂川地区保健衛生組合議会は、議会の開会時間等、砂川地区広域消防組合議会と密接な関係があります。

したがって、砂川地区広域消防組合議会議員と兼任することが望ましいと思いますが、兼任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、静川広巳議員が砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました。

砂川地区保健衛生組合議会議員に当選されました静川広巳議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第14 選挙第8号

○議 長

日程第14、選挙第8号 奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各町の長及び議会の議員のうちから、議会で互選された者2名と定められております。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議 長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をしたいと思います。

○議 長

ただいま小松議員から、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に、野崎敬恭議員、柴田典男議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました野崎敬恭議員、柴田典男議員を、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました野崎敬恭議員、柴田典男議員が、奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に当選されました。

奈井江、浦臼町学校給食組合議会議員に当選されました野崎敬恭議員、柴田典男議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第15 選挙第9号

○議 長

日程第15、選挙第9号 西空知広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

西空知広域水道企業団議会議員は、組合規約により、組合を組織する各町

の議会議員のうちから、議会で選挙された者2名と定められております。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

3番、柴田議員。

○3番（柴田典男君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成いたします。

○議長

ただいま小松議員から、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法については指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、西空知広域水道企業団議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

西空知広域水道企業団議会議員に、東藤晃義議員、中川清美議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました東藤晃義議員、中川清美議員を、西空知広域水道企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました東藤晃義議員、中川清美議員が、西空知広域水道企業団議会議員に当選されました。

西空知広域水道企業団議会議員に当選されました東藤晃義議員、中川清美

議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第16 選挙第10号

○議長

日程第16、選挙第10号 石狩川流域下水道組合議会議員の選挙を行います。

念のために申し上げます。

石狩川流域下水道組合議会議員は、組合規約により、組合を組織する各市町の長及び議会の議員のうちから、議会で選挙された者1名と定められています。

8番、小松議員。

○8番（小松正年君）

この際、動議を提出します。

石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることを望みます。

○議長

2番、中川議員。

○2番（中川清美君）

ただいまの小松議員の動議に、賛成をいたします。

○議長

ただいま、小松議員から石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法については、指名推選によることの動議が提出されました。

この動議は、賛成者がありますので成立しました。

指名推選による動議を、直ちに議題として採決します。

お諮りします。

この動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、石狩川流域下水道組合議会議員の選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石狩川流域下水道組合議会議員に、阿部敏也議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました阿部敏也議員を、石狩川流域下水道組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました阿部敏也議員が、石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました。

石狩川流域下水道組合議会議員に当選されました阿部敏也議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により告知をします。

◎日程第17 推薦第1号

○議 長

日程第17、推薦第1号 浦臼町農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

浦臼町農業委員会委員定数条例第3条の規定により、議会推薦の農業委員は1人とし、住所が□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名、東藤晃義議員を推薦したいと思います。

この推薦議決は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、東藤晃義議員の退席を求めます。

ここで、暫時休憩をいたします。

(東藤議員退場)

休憩 午前11時19分

再開 午前11時20分

○議 長

休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りします。

議会推薦の農業委員会委員に、東藤晃義議員を推薦することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、推薦第1号は、農業委員会委員に東藤晃義議員を推薦することに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

(東藤議員入場)

○議 長

休憩を解き、会議を再開いたします。

本人が議場にいますので、東藤晃義議員を農業委員会委員に推薦することに決定したことを通知します。

◎日程第18 発議第2号

○議 長

日程第18、発議第2号 特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号 特別委員会の設置についてを採決します。

本案を、原案のとおり設置することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第2号 特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、野崎敬恭議員、中川清美議員、柴田典男議員、折坂美鈴議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、特別委員会の委員に選任することに決定しました。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩とします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 23 分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をします。

休憩中に特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので報告します。

委員長に柴田典男議員、副委員長に中川清美議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第 19 同意第 1 号

○議 長

日程第 19、同意第 1 号 監査委員の選任の同意を求めることについてを議題といたします。

静川広巳議員は、地方自治法第 117 条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(静川議員 退場)

○議 長

本件につきましては人事案件でございますので、その点につきましてご配慮の上、対応していただきたいと思えます。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第 1 号 監査委員の選任の同意を求めることについて。

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

平成 27 年 5 月 7 日提出

同意を求める者の住所、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、氏名、静川広巳、□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□、選任の理由は任期満了によるものであります。

次のページの履歴書等については、お目通しをしていただきたいと思います。
す。

同意 1 号、十分ご審議いただき同意賜りますようお願いを申し上げます。
以上です。

○議 長

お諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり同意することにしたい
と思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

(静川議員 入場)

○議 長

ここで、しばらく休憩をします。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

(星代表監査委員 退場)

○議 長

会議を再開します。

◎日程第 20 同意第 2 号

○議 長

日程第 20、同意第 2 号 監査委員の選任の同意を求めることについてを
議題とします。

本件につきましては人事案件でございますので、その点につきましてご配
慮の上、対応していただきたいと思います。

それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

○町長（斉藤純雄君）

同意第 2 号 監査委員の選任の同意を求めることについて。

監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定
により、議会の同意を求めます。

平成 27 年 5 月 7 日提出

議会の同意を求める者の住所は、□□□□□□□□□□□□□□□□□□、
氏名、星和行、□□□□□□□□□□□□□□□□□□、選任の理由は任期満了に
よるものであります。

同意第2号、十分ご審議をいただき、同意賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長

これより、質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、質疑を終わります。
これより、討論を行います。
討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長

これをもって、討論を終わります。
これより、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。
本案を、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議長

起立全員です。
したがって、同意第2号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。
ここで、昼食のため暫時休憩いたします。
会議の再開は、午後1時半とします。

休憩 午前11時35分
再開 午後1時29分

○議長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第21 承認第1号

○議長

日程第21、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案書の9ページをお開き願います。
承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成26年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）

平成27年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

予算書において説明を申し上げますので、予算書をお開き願います。

承認第1号 平成26年度浦臼町一般会計補正予算（第12号）

平成26年度浦臼町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,901万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,552万円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日

北海道浦臼町長 齊藤純雄

はじめに、歳入歳出予算の補正について、歳出よりご説明申し上げますので、18ページをお開き願います。

なお、今回の補正につきましては、その大部分が事務事業の完了に伴い精査した執行残を減額補正するものでございます。主なもののみ説明申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費、補正額1,072万5,000円の減額でございます。主なものとしまして、8節報償費、補正額617万5,000円の減額でございます。ふるさと応援寄附金のお礼の品として4,840件の記念品を贈呈いたしており、合計で2,682万5,000円の支出を見込んでございます。それに伴う減額をするものでございます。

2目財政管理費、補正額2,806万6,000円の追加でございます。事業完了に伴う精査として余剰金が発生いたしましたので、25節積立金として財政調整基金に積み立てをするものでございます。3目企画費、補正額282万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金におきまして、住宅リフォーム等補助金において11件の補助交付といたしまして、執行残として211万3,000円を減額するものでございます。

次のページ、20ページをお開き願います。

2款1項職員給与費、補正額1,434万2,000円の減額でございます。主なものとしまして、4節共済費の負担率の確定により796万6,000円を減額するものでございます。

次のページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、補正額401万7,000円の減額でございます。主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金におきまして、社会福祉協議会の事業確定に伴い100万円の減額、28節繰出金におきまして、国民健康保険特別会計の決算見込みにより232万6,000円を減額するものでございます。5目障害者福祉費、補正額142万1,000円の減額でございます。主なものとしまして、20節扶助費におきまして障がい者自立支援に係る各種給付の実績により109万1,000円を減額するものでございます。

24ページをお開き願います。

4款衛生費1項2目予防費、補正額220万円の減額でございます。主なものとしまして、13節委託料におきまして、各種予防接種の実績により194万8,000円を減額するものでございます。

2項1目塵芥処理費、補正額104万4,000円の減額でございます。主なものとしまして、11節需用費におきまして、ごみ分別表及び辞典の製作費の入札執行残として減額するものでございます。

26ページをお開き願います。

6款商工費1項2目観光費、補正額311万4,000円の減額でございます。主なものとしまして、13節委託料におきまして、道の駅つるぬま実施設計業務委託料の入札執行残として270万円を減額するものでございます。

28ページをお開き願います。

7款土木費、1項4目除雪対策費、補正額574万円の減額でございます。13節委託料におきまして、降雪量が少なかったことにより町道等の除雪費を減額するものでございます。

3項2目公営住宅整備費、補正額284万8,000円の減額でございます。13節委託料におきまして、つるぬま第2団地実施設計業務委託の入札執行残でございます。

9款教育費、1項2目事務局費、補正額144万3,000円の減額でございます。主なものとしまして、19節負担金補助及び交付金におきまして、高等学校通学等支援助成金の確定に伴い122万1,000円の減額をするものでございます。

30ページをお開き願います。

11款公債費、1項2目利子、補正額90万円の減額でございます。一時借入金及び繰上償還分の利子確定によるものでございます。

歳出合計3,901万9,000円の減額でございます。

続きまして、歳入のご説明をいたしますので、8ページをお開き願います。

歳入につきましても、事業確定に伴うものでありますので、主なもののみ説明申し上げます。

2 款地方譲与税から 7 款の自動車取得税交付金までは、額の確定による増減でございます。

9 款地方交付税 1 項 1 目地方交付税 5, 4 3 2 万 3, 0 0 0 円の追加でございます。特別交付税の額の確定によるものでございます。

1 0 ページをお開き願います。

1 2 款使用料及び手数料 1 項 4 目土木使用料 9 6 万 2, 0 0 0 円の追加でございます。主なものとしまして、公営住宅使用料でございますが、特定公共賃貸住宅の空き家増に伴い 1 7 4 万 4, 0 0 0 円減額となっておりますが、他の公営住宅使用料が追加となったため、合計しますと追加となっております。

1 4 ページをお開き願います。

1 6 款寄付金、1 項 2 目ふるさと応援寄付金、補正額 3 3 1 万 5, 0 0 0 円の追加でございます。平成 2 6 年度の寄附受領額としまして 7, 1 1 6 万 8, 6 0 0 円、件数にしますと 4, 7 7 6 件のご寄附をいただいております。

1 6 ページをお開き願います。

1 9 款町債、1 項 5 目商工債、補正額 1, 6 2 0 万円の減額でございます。道の駅つるぬま実施設計業務に係る借り入れを減額するものでございます。

2 0 款繰入金、1 項 1 目基本財産繰入金、補正額 7, 6 6 2 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。財源調整に伴い、1 節財政調整基金及び 4 節減債基金からの繰入金を全額繰り戻しし、5 節ふるさと浦臼応援基金から贈呈いたします記念品の財源としまして 2, 6 8 2 万 3, 0 0 0 円を繰り入れするものでございます。

歳入合計、歳出と同じ 3, 9 0 1 万 9, 0 0 0 円の減額となっております。

以上が、承認第 1 号 平成 2 6 年度浦臼町の一般会計補正予算（第 1 2 号）の内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めます。予算書の 1 8 ページをお開きください。

歳出全款にわたり質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5 番、折坂議員。

○5 番（折坂美鈴君）

2 4 ページになります。清掃費の中のし尿処理費、合併処理浄化槽についてお尋ねをしますけれども、執行残というところで 8 2 万 5, 0 0 0 円というふうになっておりますけれども、この浄化槽を何基つける予定の予算がなされ、結果的に何基をつけることになったのかお伺いをいたします。

○議 長

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

折坂議員のご質問にお答えいたします。

合併浄化槽につきましては、当初見込みといたしまして10件を予定しておりました。そのうち、26年度におきましては9件の設置という形になっております。

ちなみに、内容につきましては、5人槽が6基予定しておりましたが7基、7人槽が3基を予定しておりましたが1基、10人槽1基予定が1基という設置状況になってございます。

以上でございます。

○議 長

折坂議員。

○5番（折坂美鈴君）

この事業は、今後も継続する予定でございますか。

○議 長

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

これからも継続予定としております。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

次に、歳入に入ります。8ページをお開きください。

歳入全款にわたり質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

歳入、歳出、全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

歳入、歳出、全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎日程第22 承認第2号

○議 長

日程第22、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成27年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

予算書についてご説明申し上げます。

承認第2号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ57万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,567万1,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

歳出からご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

なお、提出いたしました補正予算につきましては、事業完了に伴う執行残の補正が主なものとなっております。

1款総務費、1項1目一般管理費38万3,000円の減額で、職員手当、共済費等の減額となっております。

2款空知中部広域連合納付金、1項1目空知中部広域連合納付金、こちらは財源更正となっております。

4款保健医療費、1項1目特定検診事業費19万5,000円の減額で、これにつきましても、職員手当、共済費の減額となっております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税220万円の追加でございます。1節医療給付費現年課税分において、一般被保険者医療給付金現年課税分の増によるものが主な要因となっております。

2目退職被保険者国民健康保険税27万6,000円の追加でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金232万6,000円の減額でございます。

2項1目基金繰入金72万9,000円の減額で、保険税の増によりまして、一般会計並びに基金の繰り入れが減となったことによるものでございます。

以上が、承認第2号 平成26年度浦臼町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の内容でございます。

ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して受けます。

質疑ありませんか。

8番、小松議員。

○8番(小松正年君)

基金繰入金のところの金額を再度。72万9,000円と聞こえたのですが、資料と違っているんですが。

○議 長

加賀谷課長。

○くらし応援課長(加賀谷隆彦君)

小松議員のご質問に。大変申しわけございませんでした。読み間違っております。

基金繰入金につきましては72万8,000円の減額となっております。申しわけございません。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎日程第23 承認第3号

○議 長

日程第23、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成27年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

予算書にてご説明申し上げます。

承認第3号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ87万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,423万7,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日提出

北海道浦臼町長 齊藤純雄

歳出からご説明申し上げます。8ページ、9ページをお開きください。

提出いたしました補正予算につきましては、事業完了に伴う執行残の補正が主なものとなっております。

1款総務費、1項1目一般管理費31万4,000円の減額で、職員手当、共済費等の減額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金46万円の減額でございます。19節負担金補助及び交付金で、保険料等負担金の減額が主なものとなっております。

3款諸支出金、1項1目保険料還付金10万円の減額で、23節償還金利子及び割引料において、保険料の還付によるものとなっております。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。6ページ、7ページをお開きください。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料289万9,000円の減額でございます。2目普通徴収保険料での増加により減額となったものとなっております。2目普通徴収保険料242万2,000円の追加でございます。

2款使用料及び手数料、1項1目証明手数料1,000円の減額。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金33万2,000円の減額。

4款諸収入、1項1目保険料還付金10万円の減額。

6款広域連合支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金3万6,000円の追加。こちらにつきましては、制度周知のための広報紙、チラシ等の印刷経費に係る交付金となっております。

以上が、承認第3号 平成26年度浦臼町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して受けます。

質疑ありませんか

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎日程第24 承認第4号

○議 長

日程第24、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大平課長。

○長寿福祉課長（大平雅仁君）

承認第4号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

予算書によりご説明申し上げます。

承認第4号 平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ67万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,012万8,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年3月31日提出

北海道浦臼町長 斉藤純雄

歳出からご説明いたします。8ページをお開きください。

主なもののみご説明いたします。

内容につきましては、下水道事業の事業費等の確定による減額及び追加となっております。

1款1項3目下水道維持管理費52万8,000円の減額でございます。内容は、4節共済費については、職員手当共済費の人件費の確定、11節需用費、電気、修繕料及び12節役務費、電話料、手数料についても、額の確定でございます。15節工事請負費は、執行残でございます。

2款1項2目利子9万3,000円の減額でございます。23節償還金利子及び割引料で、一時借入を行わなかったことによる減額でございます。

3款1項1目予備費5万円の減額でございます。執行がないものによるものでございます。

歳出合計67万1,000円の減額でございます。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。6ページをお開きください。

主なもののみご説明いたします。

2款1項1目下水道使用料58万7,000円の追加でございます。

3款1項1目一般会計繰入金125万7,000円の減額でございます。使用料の増加及び各項の執行残によるものでございます。

歳入合計67万1,000円の減額でございます。

以上が、平成26年度浦臼町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容でございます。

ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第25 承認第5号

○議 長

日程第25、承認第5号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹（石原正伸君）

議案書17ページをお開きください。

承認第5号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 斉藤純雄

次のページをお開き願います。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

専決事項 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）

平成27年4月23日

浦臼町長 斉藤純雄

予算書において説明を申し上げます。

承認第5号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）

平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,290万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,428万5,000円とする。

2. 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成27年4月23日

北海道浦臼町長 齊藤純雄

はじめに歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項2目財政管理費、補正額1,200万円の追加でございます。新年度よりふるさと納税記念品のメニューを65点までふやし、クレジット決済にも対応するなど、手続の簡素化を図ったこともあり、4月20日までに約4,876件、約7,145万円のご寄附の申し込みをいただいております。そのことから、25節積立金におきまして、ふるさと浦臼応援基金に積み立てをするものでございます。

7目生活交通対策費、補正額180万円の追加でございます。11節需用費におきまして、町営バスのエンジン故障によりオーバーホールの修理が必要となり160万円を追加。14節使用料及び賃借料におきまして、修理期間中のバス借上料として20万円を追加するものでございます。

8目諸費、補正額4,797万2,000円の追加でございます。こちらは、ふるさと納税記念品贈呈に係る費用といたしまして、8節報償費におきまして、補正額4,600万円を追加し、12節役務費におきまして郵便料等の経費として197万2,000円を追加するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額42万円の追加でございます。18節備品購入費におきまして、公用車の購入費用として予算計上をしておりましたが、仕様を満たす車種が製造中止となり、再度車種を選定することに伴い追加となるものでございます。

歳出合計6,290万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄付金、補正額1,200万円の追加でございます。寄付金といたしまして、4月23日までに収入済みの額を追加補正するものでございます。

20款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額5,090万円の追加でございます。財源調整に伴うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ6,290万円の追加となっております。

以上が、承認第5号 平成27年度浦臼町一般会計補正予算（第1号）の内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑は、歳入歳出一括して受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

◎日程第26 承認第6号

○議 長

日程第26、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加賀谷課長。

○くらし応援課長（加賀谷隆彦君）

承認第6号 専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成27年5月7日提出

浦臼町長 齊藤純雄

専決理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）は、平成27年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されたため、本条例を専決処分により改正したものでございます。

次ページをお開きください。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項 浦臼町税条例の一部を改正する条例

平成27年3月31日

浦臼町長 齊藤純雄

新旧対照表にて説明申し上げますので、参考資料の1ページをお開きください。

第1条といたしまして、「浦臼町税条例（昭和25年浦臼町条例第13号）の一部を改正する」につきましては、均等割の税率での第31条第2項の表中1のホの「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。）」に変更し、「この表」を「この表及び第4項」に改め、3項の次に、資本金等の額を有する法人の資本金等の額に関する規定の第4項を追加いたします。法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴う所要の改正となっております。

次に、法人の町民税の申告納付についての第48条第6項中、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改めます。これにつきましては、法人税法改正に伴う所要の改正となっております。

次に、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続、第50条第3項中、「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改めるものでございます。同じく、法人税法改正に伴う所要の改正措置となっております。

続きまして、町民税の減免規定であります第51条第2項中、「納期限前7日」を「納期限前10日」に改めます。減免申請期限についての変更にかかわる改正となっております。

第57条前段中、「第10号の9」を「第10号の10」に改めるもので、法律の条ずれに伴う改正となっております。

第59条、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告中、「第10号の9」を「第10号の10」に改めるものでございます。前条と同じく、法律の条ずれに伴う改正となっております。

第71条、固定資産税の減免、第89条、軽自動車税の減免、第90条、身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第139条の3、特別土地保有税の減免につきましては、規定の整備により、各条号での「納期限前7日」を「納期限前10日」に、また、「各号の一」を「各号いずれか」に改めるものとなっております。

続きまして、第2条において、浦臼町税条例の一部を改正する条例（平成27年浦臼町条例第13号）の一部を次のように改正いたします。

平成27年第1回定例会に議案第21号で議決いただき、4月1日より適用となっておりますが、その根拠となる地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）が改正されたことにより、原動機付自転車、2輪の軽自動車等、及び2輪の小型自動車に係る税率の引き上げが、平成28年4月1日に延期になったことによる改正となっております。

今回税率の引き上げが延期になったことによりまして、緊急プラン前の税率に戻っております。改正される金額は、議案に記載のとおりとなっておりますので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

次に、附則、個人の町民税の住宅借入金等特別控除第7条の3の2第1項中、「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年度」を「平成31年度」に改めるもので、住宅ローン制度の適用期限の延長についての改正となっております。

第9条の改正及び第9条の2の追加につきましては、ふるさと納税の申告特例についての改正となっております。

次に、附則第10条の改正についてです。固定資産税の課税の特例についての項目で、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、第10条の2の「6項、7項、8項」を「9項、10項、11項」に改め、6項、7項、8項に新たに割合を明記するとともに、12項を追加するものでございます。わがまち特例の創設に伴い、割合を定める規定を創設するための改正となっております。

次に、第11条及び第11条の2に関しまして、固定資産税の特例に関する用語の意義で、土地に対して課税する特例期間についての条項となっております。「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」、あるいは「25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」へ、「平成25年度適用土地」を「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度適用土地」「平成28年度類似適用土地」に改めるものとなっております。

さらに、第12条、宅地に関する固定資産税の特例、第13条、農地に係る固定資産税の特例についても、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」と対象となる年度を改正するものとなっております。

第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましても、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」とする。

2項におきましても、「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」とすると対象となる年度を改正するものでございます。

次に、第1条中、附則16条を改めるもので、第1項、第2項、第3項を改正するもので、この条項につきましては、軽自動車の税率の特例の改正であり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の適用としており、グリーン特例の新設に係る改正となっております。

次に、第3条中、附則第16条、軽自動車税の税率の特例についての改正につきましては、平成28年4月1日からの適用となっており、第16条中、以下この条例において、「初回車両番号指定」を追加し、2項、3項、4項を改正するもので、同じくグリーン特例の新設に係る改正となっております。

第1条と第3条で同じ改正としているのは、前回の改正で期間分けによる改正を行っているためでございます。

次に、平成27年度浦臼町条例第13号の改正附則、第5条について、軽自動車税の税率の特例に係る附則第16条の改正に伴う改正であり、表中、

「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改め、「浦臼町税条例」を「浦臼町税条例等」に改めます。また、「新条例附則第16条」を「新条例附則第16条第1項」に改めるものでございます。

最後に、改正附則については、第1条において施行期日を、第2条と第3条において経過措置として規定しております。

以上、承認第6号 専決処分した事件の承認について、専決事項、浦臼町税条例の一部を改正する条例についてのご説明でございます。

ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、静川議員。

○6番（静川広巳君）

納期限前の関係ですけれども、7日が10日になった、この部分で、税制が変わったからかもしれないですけれども、この辺の期限の7日が10日になった理由がわかればお聞かせください。

○議 長

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

静川議員の質問にお答えいたします。

7日から10日に変更になったのは、税条例のほうで一律7日になっていたのですけれども、各自治体におきまして自由に納期限を設定することができるようになりました、それで改正したものであります。

10日になった理由は、減免の規定を申請して実際減免になるのですけれども、口座振替の関係がありますので、7日よりも余裕を持って10日ということで浦臼町では設定しております。

以上です。

○議 長

6番、静川議員。

○6番（静川広巳君）

今のことなんですけれども、余裕を持ってというよりも、対象者に対してが厳しくなったという言い方でよろしいですか。

○議 長

中田主幹。

○くらし応援課主幹（中田帯刀君）

実際に、条例のほうは今までも7日だったのですけれども、運用上、10日前までは出してくださいということでお願いして運用しておりましたので、実情に条文が一致したということで、町民の方に対する不利益等は、今回の改正によって起こってはいないと考えております。

以上です。

○議 長

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分した事件の承認については、原案のとおり承認されました。

◎日程第27 発議第3号

○議 長

日程第27、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号については、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第3号 浦臼町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、平成27年第2回浦臼町議会臨時会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時25分